

申告の手引き

申請書名	バリアフリー改修に係る固定資産税の減額申告書
対象の要件	<ul style="list-style-type: none"> ○新築された日から 10 年以上を経過した住宅（貸家を除く）であること ○改修後の住宅の床面積が 50 m²以上であること ○令和 6 年 3 月 31 日までの間に、50 万円を超えるバリアフリー工事が行われたものであること <p>※介護保険制度などをを利用して、国・地方公共団体から補助金等を受けている場合は、その補助金等の額を改修工事費から控除して算定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下記のいずれかの方が居住していること <ul style="list-style-type: none"> ①65 歳以上の方 ②介護保険において、要介護認定、要支援認定を受けている方 ③障害者の方 ○下記のいずれかの工事を行っていること <ul style="list-style-type: none"> ①廊下の拡幅 ④便所の改良 ⑦引き戸への取替え ②階段の勾配の緩和 ⑤手すりの取付け ⑧床表面の滑り止め化 ③浴室の改良 ⑥床の段差の解消
減額の内容	バリアフリー改修工事の完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする課税年度分に限り、1 戸当たり 100 m ² 相当分までの固定資産税額の 3 分の 1 が減額されます (都市計画税は対象となりません)
申告の方法	<p>改修工事の完了後 3 か月以内に、町税務住民課（税の窓口）へ関係書類添付のうえ、「バリアフリー改修に係る固定資産税減額申告書」の提出が必要となります</p> <p>◎添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①領収書（写し） (改修工事費用の支払いが確認できるもの) ②工事明細書（写し） (建築士・登録性能評価機関等による証明で代用できますが、証明の発行については建築士・各機関等にご確認ください) ③改修工事箇所の写真・図面 (改修前・改修後) ④その他補助金等の明細（写し）
問い合わせ先	税務住民課 資産税班 電話番号 043-496-1171 内線 114・115